

「ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案に対する意見募集」に対する意見

一般社団法人全国銀行協会

今般、日本郵政がゆうちょ銀行の株式の2分の1以上を処分することに伴い、改正郵政民営化法にもとづき、同行の新規業務規制が認可制から届出制に移行する見通しである。これを踏まえ、郵政民営化委員会において、「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」（以下「方針案」という。）が検討されているものと承知している。

この規制の枠組みは、郵政民営化法において、日本郵政が保有するゆうちょ銀行およびかんぽ生命の株式の全部をできる限り早期に処分することを目指す旨が定められていること、かつ、2012年の改正郵政民営化法の附帯決議（以下「附帯決議」という。）において、両社の全株式処分に向けて日本郵政が具体的な説明責任を果たすよう努めることとされていることに鑑みれば、完全民営化に向けた移行期間中の取扱いであると解される。

こうした前提の下、当協会は、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が新規業務に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非については、利用者利便の向上、適正な競争関係の確保の観点踏まえ、その可否を判断する必要があると主張してきた。

しかしながら、依然として日本郵政による説明責任は果たされていないことから、早期にその道筋が示され、実現に向けた取組みが着実に進むことを強く期待する。

一方、方針案では新規業務の届出があった場合、郵政民営化委員会が「調査審議」、「外部からの意見聴取」、「意見の作成・公表」について、その実施要否を判断することとされている。

この運用においては、以下の法令等の趣旨を厳格に遵守すべきである。

- ・ 改正郵政民営化法が「他の金融機関等との間の適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮すること」を求めていること。
- ・ 附帯決議において、「郵政民営化委員会に対して、必要に応じ利用者代表および関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること」等を求めていること。

以上の観点から、郵政民営化委員会に対して、以下の3点を求める。

1. 調査審議の透明性等の確保

「調査審議」の実施要否について、運用の透明性や公平性を確保するため、その判断理由等を個別案件ごとに公表すべきである。

2. 意見聴取の機会確保

「外部からの意見聴取」については、適正な競争関係に与える影響を適切に判断するため、当事者である他の金融機関等が意見を述べる機会を確保すべきである。

3. 継続的なモニタリングの実施

郵政民営化委員会は、業務開始後においても改正郵政民営化法がゆうちょ銀行に求める配慮義務の遵守状況を継続的にモニタリングし、他の金融機関等からの要請があった場合を含め、「意見の作成・公表」等を行うべきである。

郵政民営化委員会においては、当協会の意見を十分に勘案し、高い透明性と公平性を備えた実効的な運用方針を策定・実行することを切に望む。

以 上

意見書

令和7年5月16日

郵政民営化委員会事務局 宛て

[個人 / 法人又は団体]

郵便番号 104-0033

住所 東京都中央区新川 1-28-23
東京ダイヤビルディング 5号館 5階

提出者名 一般社団法人全国地方銀行協会
(代表者名 副会長専務理事 川上 尚貴)
(担当者名 XXXXXXXXXX)

連絡先 TEL : XXXXXXXXXX
E-mail : XXXXXXXXXX

「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」に対する意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

(別紙に記載)

(別紙)

「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」への意見

一般社団法人全国地方銀行協会

1. 基本認識

郵政民営化法は、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを基本理念としています。

こうした基本理念を踏まえ、私たちは、従前より、郵政民営化にあたっては、公正な競争条件の確保や、適正な経営規模への縮小等を総合的に検討することが重要であると主張してまいりました。

私たちは、ゆうちょ銀行が政府との間接的な資本関係を維持したまま、また経営規模を縮小しないままに、新規業務の実施によるさらなる業容拡大が認められべきでないと考えています。足元では、与野党において、今通常国会への上程に向け郵政民営化法の改正法案が検討されている模様であり、仮に本改正法案が成立すれば、ゆうちょ銀行と政府との間接的な資本関係が当分の間維持されることとなります。こうした中で、新規業務の届出制への移行により、ゆうちょ銀行の業務の自由度が高まることは到底許容できるものではありません。

まず、(1) 公正な競争条件の確保や、(2) 適正な経営規模への縮小の必要性について意見を述べさせていただきます。

(1) 公正な競争条件の確保

私たちは、政府が間接的にゆうちょ銀行株式を保有している間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えないと考えています。

今回の日本郵政によるゆうちょ銀行株式の売却後も、その保有割合は、新規業務の届出制に移行する要件を満たす50%をわずかに下回る49.9%程度の水準に留まると考えています。

2021年4月に郵政民営化委員会が公表した「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」において、「日本郵政には、次期中計の期間において金融二社の株式を50%処分した段階で、全株式処分にに向けた方針やロードマップを明らかにする取組が求められる」としているとおろ、私たちは、早期にゆうちょ銀行の完全民営化、すなわち株式の全部処分にに向けた具体的な計画が示され、その実行が担保されると考えています。

郵政民営化法は、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行株式の「全部を処分することを目指し、できる限り早期に、処分すること」を義務付けているのであって、「50%以下とすること」を求めているわけではありません。仮に、日本郵政のゆうちょ銀行株式の保有割合が49.9%程度の水準で維持され、政府の関与が残ったままに新規業務の届出制が運用されることになれば、民間金融機関との公正な競争条件が確保されない中で、新たな業務を次々と営んでいくこととなり、そうした状況は極めて不適切です。

足元では、日本郵政に対し、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課す等を内容とする郵政民営化法の改正法案を今通常国会に上程すべく、与野党において検討が進められていると承知しています。仮に、本改正法案が成立した場合、ゆうちょ銀行への間接的な政府出資が当分の間残ることとなり、民間金融機関との公正な競争条件は確保されないこととなります。このような中で、新規業務の届出制への移行によって、ゆうちょ銀行の業務の自由度が高まることは許容できません。

(2) 適正な経営規模への縮小

私たちは、かねてより、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業の適正な規模への縮小を求めています。こうした中、政府との間接的な資本関係を維持し、完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかにならぬまま、これまで、預入限度額が引き上げられたり、新規業務が認可されたりしてきたことは誠に遺憾です。

新規業務の届出制への移行によって、政府との間接的な資本関係を維持するゆうちょ銀行が、民間金融機関と同様の業務を行うこととなれば、民間金融機関の経営に対し悪影響を与え、地域における金融仲介機能やコンサルティング機能の低下等を通じて、地域金融システムや地域経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると考えられています。

地域の人口減少が進む中で、デジタルバンク等の金融サービスを提供する事業者が登場しており、地域金融機関を巡る競争環境は厳しさを増しています。銀行ビジネスの源泉である預金の重要性はますます高まっていることに加え、融資等の金融サービスの提供を巡る競争も激しくなっています。

こうした中、政府との間接的な資本関係があり、依然として200兆円の預金規模を有するゆうちょ銀行が、民間金融機関の事業領域に自由に参入することは許されることはありません。

2. 「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」に対する意見

上記1. の基本認識を踏まえ、今回の「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」（以下、「方針案」）に対する私たちの意見を述べさせていただきます。

(1) 新規業務の厳正な検証・監督の実施

方針案（1. 公正・自由な競争の促進と利用者利便の向上）には、「金融二社に関する業務等規制について調査審議する際の最も重要な視点は、金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、適正な競争を通じて金融機関のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上である」との記述があります。これは、「株式処分により、極力国の関与を減らし、また、市場における公正かつ自由な競争を促進し、利用者のニーズにこたえる多様な良質なサービスが提供されるようにすることが重要である」との郵政民営化委員会の認識に立ったものです。

2012年の郵政民営化法改正では、日本郵政のゆうちょ銀行株式の処分期限（2017年9月末）が削除され、さらに足元、日本郵政に対し、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課す等内容とする郵政民営化法の改正法案が与野党において検討されています。「極力国の関与を減らす」という株式処分には、当分の間、制約が課される方向にあり、ゆうちょ銀行の民間金融機関との「適正な競争」関係が確保される状況にはありません。郵政民営化法では、新規業務の届出制への移行後も、ゆうちょ銀行に対し、他の金融機関等との間の適切な競争関係を阻害することのないよう、特に配慮しなければならないとする義務を課しています。

したがって、郵政民営化委員会が調査審議する際の最も重要な視点は、政府との間接的な資本関係を維持するゆうちょ銀行が、民間金融機関との間の適正な競争関係を阻害することがないように配慮することです。郵政民営化委員会や関係当局は、ゆうちょ銀行の新規業務について、地域金融システムや地域経済への悪影響を考慮した厳正な検証・監督を行うべきです。

(2) 調査審議および外部からの意見聴取の実施

方針案（3．届出制における当委員会の役割）には、「ゆうちょ銀行が配慮義務に違反し、又は違反するおそれがある」と疑うに足りる事情が認められる場合」に、郵政民営化委員会が内閣総理大臣等に対して意見を述べると記述されています。しかし、「配慮義務に違反し、又は違反するおそれがある」と疑うに足りる事情が認められる場合」がどのような場合なのか、その判断基準が示されておらず、その運用は不透明・不明確です。

同様に、方針案（4．新規業務に関する調査審議の方針）には、「届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係（中略）を阻害することがないか確認する必要がある場合には、速やかに調査審議を行う」と記述されています。また、「外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取（陳述又は文書）を実施する」と記述されています。しかし、上記の「確認する必要がある場合」、「適当であると判断した場合」がどのような場合なのか、その判断基準が示されておらず、その運用は不透明・不明確です。

以上のことから、ゆうちょ銀行が、民間金融機関との間の適正な競争関係を阻害することがないように配慮する義務を履行することを担保する観点から、同行から新規業務の届出があった場合には、郵政民営化委員会が必ず調査審議を行い、内閣総理大臣等に対して意見を述べることとすべきです。また、その調査審議にあたっては、民間金融機関等から必ず意見聴取を行うべきです。

私たちは、今後、郵政民営化委員会や関係当局が、ゆうちょ銀行の新規業務への参入が及ぼす民間金融機関への悪影響等を考慮した、慎重な検討を行うことを強く求めます。

「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る
郵政民営化委員会の方針案に対する意見募集」に対する意見

一般社団法人 第二地方銀行協会

1. 基本認識

私どもは、予ねてより、郵政民営化法の基本理念（「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等）を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、ゆうちょ銀行について、①バランスシートの規模の縮小、②公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底、④金融システムの安定、⑤民間金融システムへの融和、が重要であると主張してきた。

足元では、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の一部売却等により、その保有割合は 49.9%程度になる見込みであるものの、郵政民営化法では「その全部を処分することを目指す」と定められており、現状は完全民営化に向けた移行段階にある。株式売却が進んだとはいえ、依然として国の間接出資が残る状態が継続していることに変わりはなく、民間金融機関との公平な競争条件が確保されていないと認識している。

今回のゆうちょ銀行株式の一部売却等により、新規業務が認可制から届出制に移行されると理解しているが、政府の間接的な出資が残り、公平な競争条件が確保されていない状態が継続している以上、新規業務は認められるべきではない。郵政民営化法において完全民営化を目指すとされていることを踏まえれば、まずは、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが必要であり、それなしに新規業務は認められるべきではない。

ゆうちょ銀行の新規業務については、認可制から届出制に移行した場合でも、「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」と郵政民営化法に規定されている。加えて、2012年（平成24年）の郵政民営化法改正時の附帯決議（参考参照）においても、新規業務に係る届出制は単なる届出制ではないとされ、政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能することや、関係する業界団体が意見を述べる機会を確保すること等が求められている。

届出制移行後における郵政民営化委員会の調査審議は、こうした点を踏まえて行われるべきであると考えている。

<参考>

(平成 24 年 4 月 11 日衆議院郵政改革に関する特別委員会)

・日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。

(平成 24 年 4 月 26 日参議院総務委員会)

・日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務及び郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。このため、郵政民営化委員会の委員には、真に公平・中立な第三者を選任することとし、郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること。

2. 新規業務に関する調査審議の方針

当業態としては、上記の基本認識の下、郵政民営化委員会の調査審議において以下の取組みが実施されるよう要望する。

- ① 方針では、「届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかを確認する必要がある場合には、速やかに調査審議を行う」とされているが、郵政民営化法において配慮義務が規定されている趣旨に鑑みれば、郵政民営化委員会における調査審議は必ず行うべきである。また、調査審議の内容およびその結果・理由について公表すべきである。
- ② 方針では、「外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取（陳述又は文書）を実施する」とされているが、附帯決議や郵政民営化法において配慮義務が規定されている趣旨に鑑みれば、民間金融機関等からの意見聴取は必ず行うべきである。
- ③ 方針では、「必要があると認めるときは、郵政民営化推進本部長を通じて関係大臣に述べる意見を作成して公表する」とされているが、郵政民営化法において期待されている郵政民営化委員会の役割を踏まえれば、関係大臣への意見の提出は必ず行うべきである。

以 上

意見書

令和7年5月19日

郵政民営化委員会事務局 御中

[個人 / 法人又は団体]

- ※ 個人、法人又は団体の別を○で記入願います。法人又は団体の代表者が個人としてご意見を提出する場合は、個人に○を付けてください。
- ※ 法人又は団体の場合は、提出されたご意見とともに、提出者名（法人又は団体の名称及び代表者の氏名に限ります。なお、個人でご意見を提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体の名称及び代表者の氏名について匿名を希望される場合には、その旨を必ず記入願います。

郵便番号 103-0028

住所

東京都中央区八重洲 1-3-7

八重洲ファーストフィナンシャルビル 11 階

提出者名

一般社団法人全国信用金庫協会

常務理事 重藤 哲郎

連絡先

電話 : XXXXXXXXXX

Mail : XXXXXXXXXX

「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」に対する意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

別紙に記載

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
別紙にはページ番号を記載すること。

2025年5月19日

「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案に対する意見募集」に対する意見

一般社団法人全国信用金庫協会

私どもはかねてより、ゆうちょ銀行については、「国際的に類を見ない規模にまで肥大化した資金量の縮小」及び「完全民営化」への道筋を具体的に示し、その実行が確実に担保されることが、他の金融機関等との「公正な競争条件」が確保されている大前提である旨などを一貫して主張してきた。

今回の日本郵政によるゆうちょ銀行株式の売却により、同行の新規業務規制が郵政民営化法上の認可制から届出制に移行することとなるが、未だ「完全民営化」の実現に向けた具体的な方針・計画は示されていない。

この点に関し、標記方針案の「1. 公正・自由な競争の促進と利用者利便の向上」には、「金融二社に関する業務等規制について調査審議する際の最も重要な視点は、金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、適正な競争を通じて金融機関のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上である」との記載がある。

当該記載については、あくまで株式処分により極力国の関与を減らし、市場における公正かつ自由な競争を促すことを前提としているが、「完全民営化」の実現に向けた具体的な方針・計画すらも示されていない状況下において、この考え方は適当ではないと考える。

他方で、郵政民営化法では、「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」ことが規定されていることに加え、2012年の同法改正法案の附帯決議^(※)においては、ゆうちょ銀行の新規業務に係る届出制の運用に関して、次のような要請がされている。

- 郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。
- 郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること。

※ 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議(2012年4月26日 参議院総務委員会)

上述した現状及び同附帯決議等を踏まえると、届出制の下で新規業務に参入しようとする場合には、他の金融機関等との公正な競争条件を確保するとともに、顧客保護の観点から顧客本位の業務運営やコンプライアンス態勢の徹底を検証することが重要である。

以上を踏まえ、標記方針案については、以下の枠組みにすべきと考える。

- 標記方針案では、ゆうちょ銀行から新規業務の届出があった場合、郵政民営化委員会が「ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかを確認する必要がある場合には、速やかに調査審議を行う」とある。日本郵政がゆうちょ銀行の株式を保有し、かつ、その完全売却に向けた道筋が示されていない状態のまま、同行が民間金融機関と競合する業務分野に進出することは、適正な競争関係を阻害していることにほかならないので、調査審議ならびに外部からの意見聴取を行うべきである。
- また、調査審議が必要と判断された場合には、これまでの認可制と比べてプロセスを簡素化するものとなっており、そのうえで、外部からの意見聴取についてはその実施が適当であると判断された場合に実施することとされている。
しかしながら、外部からの意見聴取については、同附帯決議においても利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保することとしている趣旨を踏まえ、新規業務の届出があった都度、業界団体等が意見を述べる機会を設けるべきである。
- さらに、郵政民営化委員会は、新規業務開始後においても同附帯決議の内容を踏まえ、新規業務にかかる配慮義務の遵守状況をモニタリングし、適切な検証を実施していただきたい。また、関係省庁とも連携のうえ、顧客保護の観点からも適切な運営が行われているかモニタリングしていただきたい。

なお、郵政民営化法上、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式はできる限り早期に全株式処分を行うことが規定されており、「届出制」については全株式処分までの間の経過的な取扱いとなっている。

しかしながら、昨今の新聞報道のとおり、自民党において、日本郵政に対し、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課す等を内容とする郵政民営化法の改正法案の提出が検討されている。

仮に本改正法案が成立した場合には、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた動きが当分の間凍結されることから、標記方針案の具体的な運用について、根本から再検討することが妥当であると思料する。

以 上

意見書

令和7年5月19日

郵政民営化委員会事務局 御中

[個人 法人又は団体]

- ※ 個人、法人又は団体の別を○で記入願います。法人又は団体の代表者が個人としてご意見を提出する場合は、個人に○を付けてください。
- ※ 法人又は団体の場合は、提出されたご意見とともに、提出者名（法人又は団体の名称及び代表者の氏名に限ります。なお、個人でご意見を提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体の名称及び代表者の氏名について匿名を希望される場合には、その旨を必ず記入願います。

郵便番号 104-0031

住所 東京都中央区京橋
1丁目9番5号
全国信用組合会館

提出者名 一般社団法人
全国信用組合中央協会
会長 柳沢 祥二

連絡先 [REDACTED]
[REDACTED]
([REDACTED] [REDACTED])

「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」に対する意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

- 「ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案に対する意見募集」に対する意見

※別紙に記載

「ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の
方針案に対する意見募集」に対する意見

一般社団法人全国信用組合中央協会

私どもはかねてより、ゆうちょ銀行の新規業務への参入等、業容の拡大に当たっては、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、その公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してまいりました。

しかしながら、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されておらず、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続いております。

また、新聞等において、自民党による、日本郵政に対して、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課す等を内容とする郵政民営化法の改正法案の提出が検討されている旨の報道がされており、仮に本改正法案が成立した場合には、完全民営化に向けた具体的な道筋はおろか、ゆうちょ銀行への間接的な政府出資が当分の間残ることとなり、さらに民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続くものとなります。

今般の「ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」においては、「1. 公正・自由な競争の促進と利用者利便の向上」の記述に、「金融二社に関する業務等規制について調査審議する際の最も重要な視点は、金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、適正な競争を通じて金融機関のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上である」とありますが、先述のとおり、現状、民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない中、さらには、郵政民営化法の改正法案の成立の如何によっては、その状況が当面の間継続することとなる上では、郵政民営化委員会が調査審議する際の最も重要な視点には、民間金融機関との間の適正な競争関係を阻害することがないように配慮することも含まれるべきであると考えます。

加えて、ゆうちょ銀行の新規業務にかかる届出制の運用に関しては、改正郵政民営化法において、「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮すること。」が要請されるとともに、同法の付帯決議においては、「郵政民営化委員会による対等な競争条件

の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。」「郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること。」が実現に努めるべき事項とされております。

については、ゆうちょ銀行の届出制の下での新規業務の参入については、民間金融機関との公正な競争条件の確保や顧客保護の観点を踏まえた十分な検討とともに、顧客本位の業務運営やコンプライアンス態勢の徹底にかかる検証が必要と考えます。

以上の前提を踏まえ、標記方針案の運用については、以下の点について適切な判断が下されることを要望いたします。

- 「4. 新規業務に関する調査審議の方針」において、「届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかを確認する必要がある場合には、速やかに調査審議を行うことと決定する。」とありますが、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争環境が確保されていない現状を踏まえ、ゆうちょ銀行が民間金融機関における事業分野へ新規参入する際には、すべからく調査審議を行っていただきたい。
- 調査審議における外部からの意見聴取については、同付帯決議において、利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保することを実現に努めるべき事項としていることを踏まえ、新規業務の届出にかかる調査審議の都度、他の金融機関・業界団体が意見を述べる機会を設けていただきたい。
- 郵政民営化委員会は新規業務の届出時のみの対応ではなく、新規業務開始後においても同付帯決議の主旨を踏まえ、配慮義務の遵守状況等についてのモニタリング、検証を行っていただきたい。

以 上

(別紙)
2025年5月19日

「ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案に対する意見募集」に対する意見

J Aバンク
J F マリンバンク
農林中央金庫

今般、日本郵政がゆうちょ銀行の株式の2分の1以上を処分することに伴い、改正郵政民営化法にもとづき、同行の新規業務規制が認可制から届出制に移行する見通しでございます。これを踏まえ、郵政民営化委員会において、「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」（以下「方針案」という。）が検討されているものと承知しております。

この規制の枠組みは、郵政民営化法において、日本郵政が保有するゆうちょ銀行およびかんぽ生命の株式の全部をできる限り早期に処分することを目指す旨が定められていること、かつ、2012年の改正郵政民営化法の附帯決議（以下「附帯決議」という。）において、両社の全株式処分に向けて日本郵政が具体的な説明責任を果たすよう努めることとされていることに鑑みれば、完全民営化に向けた移行期間中の取扱いであると解されます。

私どもはかねてより、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が新規業務に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非については、利用者利便の向上、適正な競争関係の確保の観点を踏まえ、その可否を判断する必要があると主張してまいりました。

しかしながら、依然として日本郵政による説明責任は果たされていないことから、早期にその道筋が示され、実現に向けた取組みが着実に進むことを強く期待いたします。

一方、方針案では新規業務の届出があった場合、郵政民営化委員会が「調査審議」、「外部からの意見聴取」、「意見の作成・公表」について、その実施要否を判断することとされております。

この運用においては、以下の法令等の趣旨を厳格に遵守すべきであると考えます。

- 改正郵政民営化法が「他の金融機関等との間の適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮すること」を求めていること。
- 附帯決議において、「郵政民営化委員会に対して、必要に応じ利用者代表および関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること」等を求めていること。

以上の観点から、郵政民営化委員会に対して、以下の3点を求めることといたします。

1. 調査審議の透明性等の確保
「調査審議」の実施要否について、運用の透明性や公平性を確保するため、その判断理由等を個別案件ごとに公表すべきである。
2. 意見聴取の機会確保
「外部からの意見聴取」については、適正な競争関係に与える影響を適切に判断するため、当事者である他の金融機関等が意見を述べる機会を確保すべきである。
3. 継続的なモニタリングの実施
郵政民営化委員会は、業務開始後においても改正郵政民営化法がゆうちょ銀行に求める配慮義務の遵守状況を継続的にモニタリングし、他の金融機関等からの要請があった場合を含め、「意見の作成・公表」等を行うべきである。

J Aバンク・J F マリンバンクは日本全国の農山漁村に広く店舗を展開しており、農業者や漁業者等への金融サービスの提供を通じて、わが国の農林水産業や地域社会・経済を支えています。こうした地域においては、ゆうちょ銀行と密接な競合関係にある一方で、全国ネットワークを通じて各地域で幅広いサービスを提供している郵便局とは、農林水産業の成長産業化や地域社会の維持・発展に向け、連携・協調できる部分が存在すると考えます。

こうした連携・協調が実を結ぶには、ゆうちょ銀行と私ども民間金融機関が公正な競争条件のもとで共存し、安定した地域の金融システムを維持することを通じて、地方経済・地域社会を発展させていくことが重要と認識しております。

郵政民営化委員会においては、私どもの意見を十分に勘案し、高い透明性と公平性を備えた実効的な運用方針を策定・実行されることを切に望みます。

以 上

[別紙]

2025年4月25日に公表された「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」に賛成する立場から意見を提出いたします。

初めに、日本郵政グループにおける非公開金融情報の不適切な取り扱いにより、お客さまをはじめとする関係の皆さまにご不安・ご心配をおかけしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。日本郵政グループ全体で、策定した再発防止策を徹底するとともに、お客さま本位のサービス提供に努めてまいります。

1. 郵政民営化の基本的な考え方との整合性

当行は、郵政民営化法における郵便貯金会社として、郵政民営化法及び銀行法が適用されております。また、郵政民営化の進捗状況等については、郵政民営化委員会が総合的な検証等を行い、様々な機会で見解等を述べることでされております。

郵政民営化委員会の所見では、郵政民営化は、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」（注1）との考えを基本としており、これを実現するためには、株式処分により、極力国の関与を減らし、市場における公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスが提供されるようにすることが重要である（注2）とともに、その推進にあたり、行政当局においては、各社の経営努力と市場のチェック機能を信頼し、直接の関与は最小限のものとしていくことが肝要である（注3）旨、示されております。

こうした制度的枠組みの下、今般、日本郵政株式会社は、当行の普通株式の一部売却を実施し、当行に対する議決権比率が50%を下回る水準とすることを予定しております。今後、当行の新規業務は、日本郵政株式会社が郵政民営化法第62条第2項の規定に基づき、当行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以降、届出制となりますが、上記所見等を踏まえれば、これにより、当行の経営の自由度が高まり、お客さまニーズに応える新たな商品・サービス提供が可能になることが期待されます。

今般公表された方針案は、郵政民営化法で規定されている届出制のスキーム（注4）及び郵政民営化委員会の所見等で従前から示されてきた考え方と整合的であり、当行のお客さまへの貢献を後押しし、郵政民営化の更なる進展に繋がるものと考えております。このような認識の下、当行は本案に賛成し、新規業務に係る実質的な規制緩和の実現に期待いたします。

なお、今後実施されることとなる新規業務に係る届出制の運用に当たっては、貴委員会での調査審議の簡素化・迅速化とともに、これまでの所見で示されております「利用者利便の重視」（注5）の観点に基づき、適切に実施されることを要望いたします。

2. 商品・サービスの充実によるお客さまの利便性向上

当行は、2024年5月15日に公表した「中期経営計画（2021年度～2025年度）の見直し」において、当行独自の強みを活かした成長戦略を3つのビジネスエンジン（リテールビジネス、マーケットビジネス、Σ（シグマ）ビジネス）を通じて推進することにより、サステナブルなビジネスモデルへの変革を加速しております。特に、リテールビジネスにおいては、リアルとデジタルの相互補完戦略を進めております。全国の郵便局ネットワークを通じたサービス提供に加え、当行のバンキングアプリである「ゆうちょ通帳アプリ」をお客さまにご案内し、同アプリを通じて利便性の高いデジタル金融サービスを提供しております。また、資産形成サポートビジネスにおいては、郵便局と連携したリモートチャネルを強化し、お客さまの身近な郵便局から専門部署と、モニター画面を通じて投資信託やNISA等に関するご相談を行える態勢を整えております。

この度の届出制への移行を踏まえ、当行はお客さまニーズにお応えする新しい商品・サービスのラインアップを更に拡充してまいります。人生100年時代においてお客さまをお支えする良質で利便性の高い商品・サービスを充実し、それらをリアルチャネルとデジタルチャネルの双方を通じてご案内・ご提供することで、「お客さまに最も身近な金融プラットフォーマー」を目指してまいります。

上記のような商品・サービスの充実は、今般の方針案で示されております「利用者利便の重視」の趣旨に沿うものと思料いたします。引き続き当行は、郵政民営化法等を遵守し、お客さま本位の業務運営を徹底しながら、商品・サービスを充実させることでお客さまの利便性向上を図り、関係の皆さまからの信頼とご支持をいただけるよう努めてまいります。

（注1）郵政民営化法（平成17年法律第97号）第1条

（注2）今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（平成27年12月）（以下「平成27年12月所見」という。）「I 株式会社上場と調査審議の意義」抜粋

（注3）平成27年12月所見「Ⅲ 今後の郵政民営化の推進の在り方に関する基本的考え方」抜粋

（注4）届出制への移行後においては、新規業務を行うに当たり、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出た場合には、形式上の要件に適合しているならば、到達したときに受理される（株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案「2 届出制」参照）ことを前提とした上で、実際の業務の遂行にあたり、他の金融機関との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供に対する配慮義務が課される旨、規定されている（郵政民営化法第110条の

2 参照)。

(注5) 平成27年12月所見「V2(1) ア利用者利便の重視」

郵政民営化法は、公正・自由な競争を促進し、多様で良質なサービスが提供されるようになることを重視している。これを踏まえ、当委員会は、金融二社に関する業務等規制について調査審議する際の最も重要な視点は金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、競争を通じて金融機関のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上であるとしてきた。これは引き続き調査審議の基本的考え方である。

以上

に撤廃し、公平な条件としていただきたいと思いますと考えております。

特に、上乗せ規制のうち、預入限度額につきましては、退職や相続の際に支障が発生するなどお客さまの利便性を損なっている事象が発生していることから速やかに撤廃し、他の銀行同様としていただきたいと思いますと考えております。

- 2 ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案は、届出制においては、調査審議の必要性が判断され、調査審議が必要な場合でも簡素化、期間短縮が図られる等、速やかにゆうちょ銀行の新規業務が実施できる環境を整えるものであり、全国郵便局長会が求める「金融2社への上乗せ規制の撤廃」の一步と受け止めます。

今後は、ゆうちょ銀行において新規業務を導入する際は、郵便局ネットワークを活用し、全国あまねく公平に、採算が合わない離島や山間僻地にも、その商品を早期に安定的に提供できるようになると考えております。お客さまと直接接する私どもとしては、お客さまにもたらされる利便性の向上を実感できるものであり、本方針案に賛同いたします。

本方針案の実施に当たり、郵政民営化法の基本理念を踏まえ、お客さまにもたらされる利便性の向上を最も重視していただき、速やかな新規業務実施への支援をお願いいたします。

また、新規業務開始後、過度の確認や検証等が行われることがないよう、重ねてお願いいたします。

以 上

意見書

令和 7 年 5 月 19 日

郵政民営化委員会事務局 宛て

[個人 / 法人又は団体]

郵便番号 110-0015

住所 東京都台東区東上野 5-2-2

提出者名 日本郵政グループ労働組合
中央執行委員長 石川幸徳

連絡先

[TEL]

「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」に対する意見募集について、別紙に記載のとおり意見を提出します。

令和 7 年 5 月 19 日
日本郵政グループ労働組合

「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る
郵政民営化委員会の方針案」への意見

日本郵政グループ労働組合は、2025年4月25日に公表された「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」につきまして、賛成の立場から意見書を提出します。

そのうえで、日本郵政グループで働く者の立場から、以下のとおり要望します。

郵政民営化の歩みは不可逆なものと考えており、ゆうちょ銀行が自律的な経営を行うことによって、郵政民営化法で定められているユニバーサルサービスの持続可能性を高めていくべきです。人口減少やデジタル化の進展により、過疎地域から他金融機関の店舗が撤退する中で、株式会社ゆうちょ銀行（以下、「ゆうちょ銀行」）は相応の委託手数料を日本郵便株式会社に支払い、郵便局を介して対面での金融サービスを提供し続け、地域を支え続けています。

しかし、ゆうちょ銀行には他行と同様に遵守すべき銀行法に加え、「上乗せ規制（新規業務の認可・届出の扱い、預入限度額および子会社規制等）」が課されていることから経営の自由度が制限されており、描いた経営戦略を実現させるのにも相応の時間を要する状況にあります。預入限度額が存在することで、限度額を管理するシステムや、限度額超過したお客さまへの払い戻しのご案内に多大な時間とコストがかかっており、加えてニーズに合った商品のご案内も制限されています。

民間企業として当たり前の経営の自由度を担保できるよう、ゆうちょ銀行に課されている上乗せ規制（新規業務の認可・届出の扱い、預入限度額および子会社規制等）の適用を除外していただくよう要望します。

今般の届出制への移行により、従前の認可制に比して緩和した手続きにより新規業務が行えるものと理解しています。新規業務の調査審議においては、郵政民営化法に定める配慮義務（他の金融機関等との適正な競争関係、利用者への役務の適切な提供）に反しない限りにおいて、ゆうちょ銀行がより自由にスピーディーに新商品導入等ができ、届出制に移行した効果が適切に発揮されるよう郵政民営化委員会のご配慮をいただきたく、重ねて要望します。

以上

No	提出意見
1	<p>ゆうちょ銀行の新規業務や規制緩和については、現時点で慎重な対応が必要だと考えます。近年、ゆうちょ銀行および日本郵政グループは、不祥事の頻発、ガバナンスの脆弱性、サービス品質の低下など、多くの問題を抱えています。特に地方郵便局では、不正行為や横領事件が発生するなど、現場の統制体制が十分とは言えません。</p> <p>さらに、利用者への負担が増加している一方で、サービスの質が向上していない現状があります。日本郵便による配送料の値上げ、ゆうちょ銀行の手数料引き上げなどは、構造的な非効率性や内部統制の不備を、利用者に転嫁するものであり、社会的に納得を得られる状況ではありません。また、キャッシュレス決済サービス『ゆうちょPay』も普及や利便性が十分ではなく、民間競合サービスとの差が顕著です。</p> <p>元公的企業であるNTTグループ、JT、JR各社、NEXCO東日本・中日本・西日本および都市高速各社が民営化後にガバナンス改革を果たしているのに対し、日本郵政グループは依然として公務員的な体質が抜け切れておらず、中堅以上の管理層に旧態依然とした意識が残っています。政府（実際は財務省）が株主であることを理由に説明責任が軽くなることはなく、むしろ説明責任や統治の厳格化が求められる立場です。</p> <p>現状のまま新規業務を拡大すると、収益悪化による政府財政の負担増、国債発行増加、さらには最終的に国民負担増につながる負の連鎖に陥る懸念があります。これらを防ぐためにも、まずは財務省・総務省からの業務改善命令や監督指導を徹底し、組織全体のガバナンス強化と既存業務の信頼回復を行った上で、新規業務や規制緩和を検討すべきと考えます。</p>
2	<p>改正に反対である。</p> <p>そもそも郵政民営化についてそれほど賛成というわけではないのであるが、政府がある程度の管理・監督を行う金融機関は存在した方が良いという考えから、今回の改正には反対の立場である。（新規事業の開始については届出制ではなく申請制の方が良いのではないかと考える。）</p>
3	<p>まずどうして認可を届け出制にするのですか？誰でもどうぞと両手を広げて持って行って下さいと遣りたいのですか。もっと厳しくしないといけないことなのに、考え方が国民の幸せを不幸せにしています。不幸せにするのが務めなのではないですか？外資にこれなら上手く買えますよとアピールしたいのでしょうか？株を半分も手放す事に成れば、どうなりますか？考えた事がありますか？サービスや個人情報今までと変わらず遣れるのでしょうか？乗っ取りを敢えて手助けしてる、様に思えますが、国民の財産を勝手に決めない下さい。国民が認知する様に時間をかけて宣伝して下さい。</p>
4	株売るな
5	こんなことされたら、怖くてお金預けてられない
6	株は51%以上日本で保有しないとイケません。そうでないと外国が好き勝手します。いえもうすでになっていますが。日本人のお金でどうして外国が潤うのですか。日本人のお金は日本に使わないとイケません。株を51%以上保有することは必須です。
7	郵政民営化失敗したので、反対
8	郵政公営化
9	株売らず守れ
10	反対。。倒産させるな

11	反対。郵便局は国民の財産
12	反対。郵便局守れ
13	反対。国会で取りあげて
14	反対。失敗したときの責任者を明確に。決めた人たちで責任をとってください
15	反対。郵便局を守ってくださって、ありがとうございます。信用なくします
16	反対。素晴らしい郵便局を壊さないでください
17	<p>株式会社ゆうちょ銀行の株式比率を50%以下にすることで、他の株主にも議決権が発生してまいります。</p> <p>NTTの株式売却問題と同様に、日本の金融機関を外資企業に買収される可能性が益々高まります。</p> <p>日本郵政がゆうちょ銀行の株式の二分の一以上を処分したことにより、日本郵政は、ゆうちょ銀行の経営上の事項に係る決議（例えば、取締役の解任決議）を単独で行うことができなくなります。医薬業界を例にすると、武田薬品は実質的に外資に乗っ取られました。ミノルタもしかりです。</p> <p>「日本郵政がゆうちょ銀行の株式の二分の一以上を処分したことにより、日本郵政は、ゆうちょ銀行の経営上の事項に係る決議（例えば、取締役の解任決議）を単独で行うことができなくなる。」この結果、他の株主の意向により、取締役の解任決議が可能になってしまいます。</p> <p>日本最大の銀行業務を行っているゆうちょ銀行の取締役が、日本以外の外資企業になってしまった場合、日本の金融が外国に大きく影響を受ける可能性が高まってしまいます。</p> <p>これは国防上の大問題になる可能性が極めて高いと言わざるを得ない状況になってしまいます。</p> <p>これを未然に防ぐ手段と対策方法を示されたい。</p>
18	反対。ひどいことになる
19	反対。無茶苦茶になる
20	反対。取り返しつかないことになる
21	株返せ
22	反対。国が保証してこそ信頼できる
23	反対。元に戻してほしい
24	反対。ひどい
25	反対。先人の思いをふみにじる
26	守れ
27	民営化反対
28	反対。守って
29	反対。因果応報
30	反対。国の宝
31	反対。責任者はっきりしない
32	信用なくし、郵貯離れ
33	解約増えそう

34	郵貯に預けるメリットなくなる
35	郵貯の信用を非常になくす
36	潰れたら困るので反対
37	国営化して
38	失敗したら責任持ってください
39	株すべて日本人に
40	反対。信じられない
41	反対。つぶれる
42	反対。民営化して悪くなった
43	反対。怖くなる
44	信じてたのに、反対
45	反対。他と区別なくなる
46	反対。郵貯よかったのに
47	再公営化
48	反対。広く知らせて
49	反対。失敗責任とってください
50	国益損なう
51	反対。ますます郵貯離れ
52	反対。国防
53	反対。不便になる
54	民営化でサービス低下
55	ますますひどくなる
56	反対。説得力ない
57	反対。国民は気が付いてきている
58	サービス低下で、重要な郵便物に何かあれば、どう責任取るか
59	郵貯のメリット消える
60	反対。国会で議論して。
61	民営化の責任取ってから
62	民営化のデメリット多い
63	反対。なぜ売りたいのか
64	民営化で、悪くなった。反対
65	郵便局は守って。

66	反対。郵便局守れ
67	反対。国民の怒り
68	反対。広く皆さんに知らせてください
69	反対。悪い歴史に残ったとき、責任は誰が
70	反対。もっと、周知して
71	反対。国民の怒りに火をつけないで
72	止めてください
73	今度決めるひとたちで、民営化で、ひどいことが色々あった責任をとってください
74	失敗した責任取ってくれるんですね
75	民営化失敗の責任とってください
76	民営化失敗の責任、多岐に渡る
77	民営化失敗の責任取ってから。更にするなんて、もっての他
78	反対。歴史を変えうる
79	反対。民営化失敗が、歴史に残るほど、国民を苦しめたときの責任者が書かれていない今、皆さんで責任をとってください
80	郵貯銀行の新規業務を、届出制にするとある。 許可制を届出制に変更すると、届出制は事後確認が中心であるためであるため、管理、監視が行き届かなくなる恐れがある。昨今の優良企業は外資の餌食になっていることを理解し、慎重な運用が求められる。我々が紡いできた郵貯銀行を守るためにも安易な届出制に変更することは反対である。
81	郵政民営化のせいで、あらゆる分野にわたって、国民は困っていますが、反省もなく、もっと、するんですか
82	反対です。もし国民を苦しめたら、責任と言ってくださいませんか。
83	反対です。パブリックコメント、ありがとうございます。国民の怒りは、爆発寸前。民営化のせいでいろいろ困っているってわかりました。多すぎて。
84	民営化のデメリットを、周知してください
85	国壊すな
86	国民苦しめるな
87	反対。今まで守ってくださってありがとうございました
88	反対です。郵便局を作って守ってきてくださった
89	反対。郵便局を壊さないで
90	反対。国民の怒り。いろいろなことが、民営化のせいだった
91	反対。後世の国民を苦しめる、歴史に残る決断になったとき、責任取ってください
92	反対！国民の怒り、八百万の神々の怒りに火をつけないで
93	反対。いつか因果応報ありますように

94	反対。パブコメで国民の声を聞いてくださってありがとうございます。
95	反対。こんなに国民を苦しめて、もっと苦しめるのか、です。もし、書いても無駄なら、いつか因果応報ありますよね。不思議な国だから
96	反対。郵政を守ってきてくださってありがとうございます
97	反対。パブコメで、ちゃんとした文を書けないような国民の意見は聞かないっていう姿勢なのですね
98	反対。民営化で国民が困ってること多すぎる
99	反対。国民の怒りの原因の一つが、このせいって、パブコメのおかげでわかり、ありがとうございます。責任者がはっきりしない以上、パブコメ意見まとめる人の責任重大
100	反対。きちんとした文を書けない人も国民です。きちんとした文を書けるような一部の意見しか聞こうとしないですか
101	反対。郵政民営化で国民が困ってること多すぎて、国民も忙しいから、これ見た人、調べてくださいね
102	「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」に対する意見 何でもかんでも民営化して日本国民の生活や将来の国の設計を日本滅亡へと進めるような政策には賛成できません。 新自由主義の緩和とは日本の大切なものを外国に売り渡すようなものです。 心が痛みませんか・日本人として？もしかして日本人じゃないのかもしれませんが。 日本以外の権力の命令で行うような新自由主義によって日本国民の生活は30年も停滞し疲弊して生活もままならぬ状態です。 あたかもそれを望み推進しているような政策を推し進めるのは即刻やめて頂きたいです。
103	反対。わかりやすく周知されていない
104	何故貴方は日本人の財産で有る郵貯株をうるんですか 其れで日本の企業個人の預貯金を守ることが出来なければ大変なことになると思います。誰が責任取るのでしょうか そしてこの法案が通れば郵貯銀行を解約しますそして周りにも伝えます そしてこそと裏でせずTVなどを使い国民に伝えて下さい いつも卑怯なてを使わ無いで下さい 絶対反対します。
105	ゆうちょ株を外資に売り渡すようなことはやめて下さい。民営化したら郵便料金は安くなるとか小泉元首相や竹中氏が言いましたが今真逆ですね。寧ろゆうちょ株はゆうちょの保有率を上げて外資や外国人が買えないようにして下さい。
106	断固反対です
107	株を売却するのでしたら大和民族だけに売却して下さい。
108	監督を弱めないで
109	利用者保護が不安になり、預けるのが不安になる
110	国益を損なう恐れ
111	リスク増すようなことしないで
112	通信の秘密が侵される恐れ

113	利益重視にならない保証なし
114	お金預けて安心してた人多いと思う。利用者の保護に不安で、信用なくす
115	<p>外資が入るのでしたら他方の郵便局やATMが閉鎖される可能性があります。手数料が上がる事も考えられます。</p> <p>外資が経営方針に変わればゆうちょ銀行かんぽの配当金が外資に流れ日本の富が失われます。</p> <p>ゆうちょ銀行やかんぽ保険の顧客データが外資経由で海外に流出するかも分かりません。</p> <p>経営が外国に左右されるかも知れません。</p> <p>国家の安全保障データの管理を誰が責任持ってやりますか？</p> <p>公共性低下の信頼の喪失が懸念されます。</p> <p>新規事業の会社名や内容を公表する！</p> <p>新規事業が他の民間金融機関との競争を歪める可能性があります。</p> <p>民間銀行や地方金融機関が不利になる可能性とリスクがあります。</p> <p>国民の貯金を原資とする場合透明性が重要です。適切なリスク管理が求められます。</p> <p>外資に株を売買する場合総務省や金融庁が管理監視をして下さい。</p> <p>この案件に関わってる方の名前を公表して下さい。</p> <p>外資に株を売買するとき規則や規制をつくるべきです。</p> <p>日本がゆうちょ銀行等が負債、被害を受けない様な事を考案して下さい。引き取り手でないお金は国庫に素早く納めて下さい。</p> <p>最終的に株を外資が半分以上持ったなら、持つならゆうちょ銀行等解約します。</p>
116	反対。利用者保護の保証ない可能性
117	郵貯守って
118	郵政株守って
119	郵政株保護し、郵政を守ってください
120	反対。国が保護するからこそ安心
121	もし変なことされても、すぐ止められない可能性。信用減少
122	反対。ますます売れなくなるかも
123	日本に合わないこと押し付けないで
124	国の隅々まで郵便局守って
125	反対。通信は国防
126	郵政民営化で、外資にお金が出て、サービス低下。さらに進めたら、信用なくす
127	反対。郵貯は大丈夫って言えなくなる
128	反対。郵政への信頼あったのが、なくなる
129	反対。郵便局良かった
130	反対。国営だから信頼されていた

131	<p>日本郵政の保有比率が50%以下になると、経営の独立性が失われませんか？</p> <p>最近 海外投資家の影響を大きく受ける状況が容易に想像でき、これは日本国民にとってマイナスに作用すると思います。</p> <p>経営方針が変化せざるを得なくなり、これまで通りのサービスを受けられなくなるのではないのでしょうか。</p> <p>海外資本家にも売却されるのであれば、経営陣が外国人となった時、届出のみで事業方針を自由に変えることができる、そうなれば日本国民にとって大きな損失です。</p> <p>この度の変更について反対です。</p>
132	<p>従来の許可制であれば、仮に、ゆうちょ銀行が外資や外資の息のかかった経営者に牛耳られたとしても、日本政府によって歯止めをかける事が出来ました。</p> <p>ゆうちょ銀行の株式の過半数を日本郵政が保有している状態も、防波堤になり得たと思います。</p> <p>この2つの防波堤を一度に解除するのは、ゆうちょ銀行の預金者にとって、あまりに不安材料が大きいと思います。</p> <p>現在のグローバルオファリング比率は、国内8、海外2ですが、これが動かないという保証はなく、むしろ、自民党公明党政権ではあつという間に逆の比率になるのでは？と危惧します。</p> <p>ゆうちょ銀行から口座を引き上げる日本国民が増えれば、ゆうちょ銀行を欲しがると外資は減ると思われるので、もしかしてこれは、ゆうちょ銀行を外資から守る防衛策なのでしょう？</p> <p>いずれにせよ、届出制移行は思い留まるべきです。</p>
133	株を国で保護するから、信用されている
134	反対。株売ってることすら不安。再国営化
135	反対。株は全部国が郵政で買ってください
136	反対。責任者の名前必要
137	反対。土曜配達復活して
138	反対。民営化後、郵便配達遅くなった
139	<p>「許可制」であれば、被害が出る前に止めようとす利用者保護の意思を感じられます。けれど、「届出制」では、被害者が出るのも致し方なしと、利用者保護を軽視するような姿勢とも受け取れます。それが郵政民営化委員会の方針なのでしょう？</p>
140	<p>ゆうちょ銀行の利用者の不安を取り除くには、心配しているような事態が発生した時に、安心できる対策があることだと思います。</p> <p>例えば、ゆうちょ銀行に眠る休眠口座の残金を懐に納め、不採算支店やATMは即切り捨てて、旨味がなくなったらガムのように吐き捨てる、そんな事態が発生した場合、郵政民営化委員会や日本政府は、具体的にどのような措置や罰則を講じ、利用者を守るかをお示しください。それが無いうちに、グローバルオファリングなどと海外資本に、ゆうちょ銀行株式を売却するのは、多くの利用者から預金を預かる組織を監督指導する機関として、あまりに危機管理能力に欠けるのではないのでしょうか。</p>

141	認可制から届け出制に簡素化するのを反対します。 色々な事が手薄になります。 誰が責任をとりますか？ 株を簡単に手放す事に反対します。
142	新規事業を外資が参入することを反対します！ 日本国民だけに新規事業を推進して下さい。 外資は信用なりません。
143	郵貯の信頼落とすことしないでください
144	反対。郵便局を売るのですか
145	反対。株を全部買い戻してください
146	反対。郵政潰すんですか
147	経営の独立性が失われ、海外投資家や企業の影響力が大きくなるかもしれない、不都合な事が起きた時は、誰が責任とるのでしょいか。
148	反対。郵政守って
149	反対。もし海外投資家に株を買われたら、通信の秘密を侵される不安や、お金を預けるのが不安で、ますます衰退するでしょう
150	反対です。今まで守ってくださってありがとうございました。どうか郵政を守ってください
151	問題が起きた当時の担当者や大臣だけが責任を取られるシステムだと、「どうせ問題が発覚するのは自分が退任した後で、責任を取るのは他の人間だ」と、軽く考えて制度を作ってしまう人が絶えないと思うので、制度を作るのに関わった人に責任も責任を取っていただくシステムに変更していただきたいです。
152	郵政再公営化お願いします
153	制度の作りが雑で、早急過ぎます。
154	誇れる郵便局を守ってください